

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月13日
【会社名】	東洋製罐グループホールディングス株式会社 (旧会社名 東洋製罐株式会社)
【英訳名】	Toyo Seikan Group Holdings, Ltd. (旧英訳名 TOYO SEIKAN KAISHA, LTD.)
【代表者の役職氏名】	取締役社長 金子 俊治
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役専務執行役員 藤井 厚雄
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)平成24年6月28日開催の第99回定時株主総会の決議により、平成25年4月1日付で会社名および英訳名を上記のとおり変更いたしました。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長金子俊治は、当社の第101期第1四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。